

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第203号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年10月2日（土） 19時00分ごろ	
発生場所	愛知県名古屋市名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から真方位165° 1,100m付近 (概位 北緯35° 00.0′ 東経136° 48.3′)	
事故等調査の経過	平成22年10月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	モーターボート ^{まつよし} 松美、5トン未満（6.39m）	
船舶番号、船舶所有者等	243-34193愛知、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	全損	
事故等の経過	本船は、船長が友人1人を乗せ、名古屋港ポートアイランド南約120m付近で錨泊して船釣りをした後、帰航するために揚錨したが、船外機が始動せず、風波に流され、平成22年10月2日19時00分ごろ、名古屋港ポートアイランド南側の消波ブロックに乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2 海象：波高 約70cm	
その他の事項	船長は、船外機の再始動に注意を向け、投錨するなどの乗揚防止措置を講じなかった。 船外機のセルモーターは、良好であった。 乗揚後、確認したところ、船外機の燃料ホースに亀裂が生じていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり あり 本船は、名古屋港ポートアイランド南方において、船釣りを終えて揚錨し、船外機を始動したところ、燃料ホースに亀裂が生じていたため、空気が混入して始動せず、風波に流されて消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。 本船は、投錨していれば、乗揚を回避できたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、名古屋港ポートアイランド南方において、船釣りを終えて揚錨し、船外機を始動したところ、燃料ホースに亀裂が生じていたため、空気が混入して始動せず、風波に流されて消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	